

熊本県の地域療育及び発達障 がい等の支援について

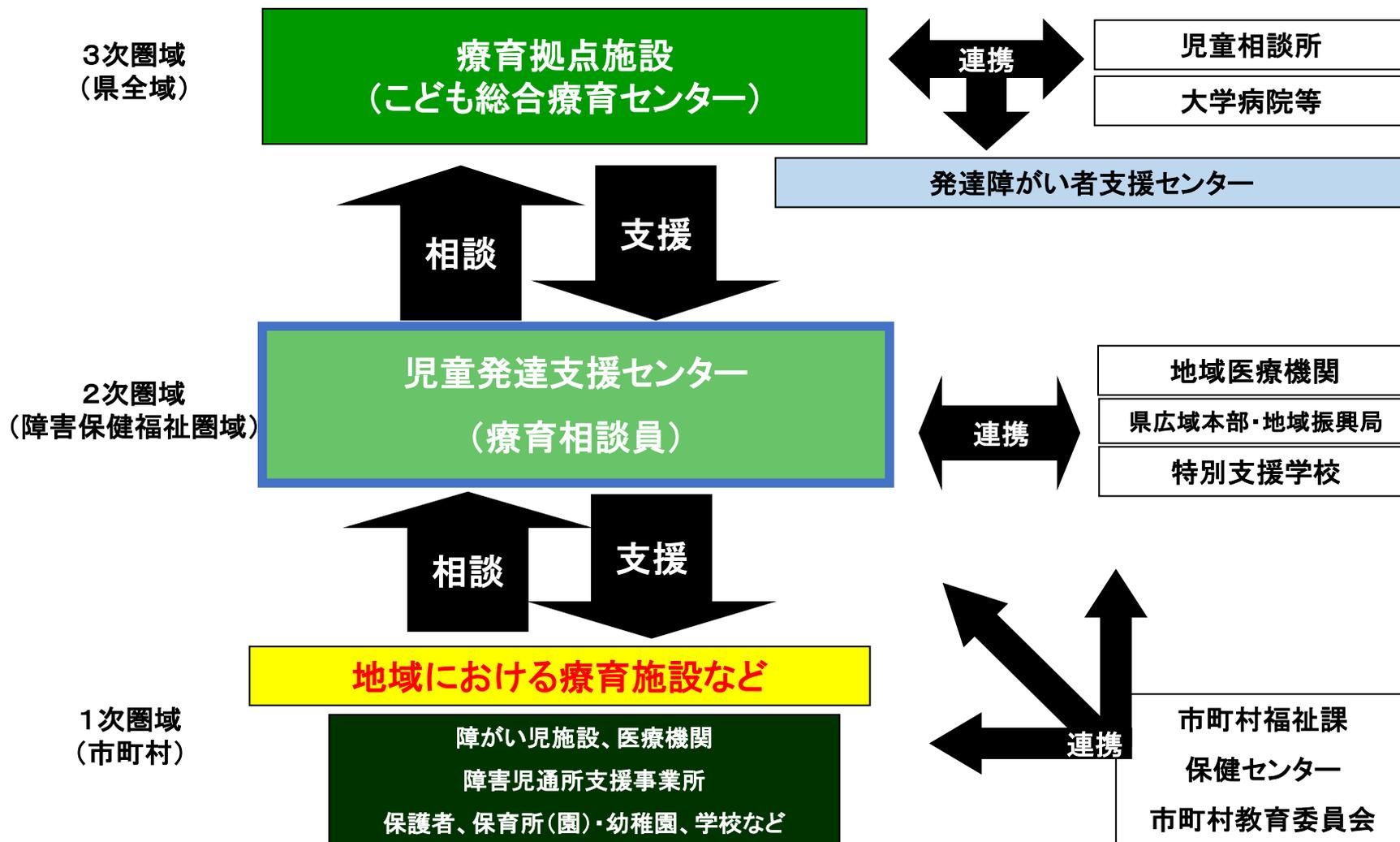
令和8年(2026年)3月13日

熊本県障がい者支援課
発達障がい・療育班

[1] 県における地域療育支援の取組み

1. 県における地域療育支援体制図
2. 国の考え方を踏まえた本県の体制
3. 国による障害児支援体制整備の手引き
4. 地域療育ネットワーク会議

1. 県における地域療育支援体制図



2. 国の考え方を踏まえた本県の体制

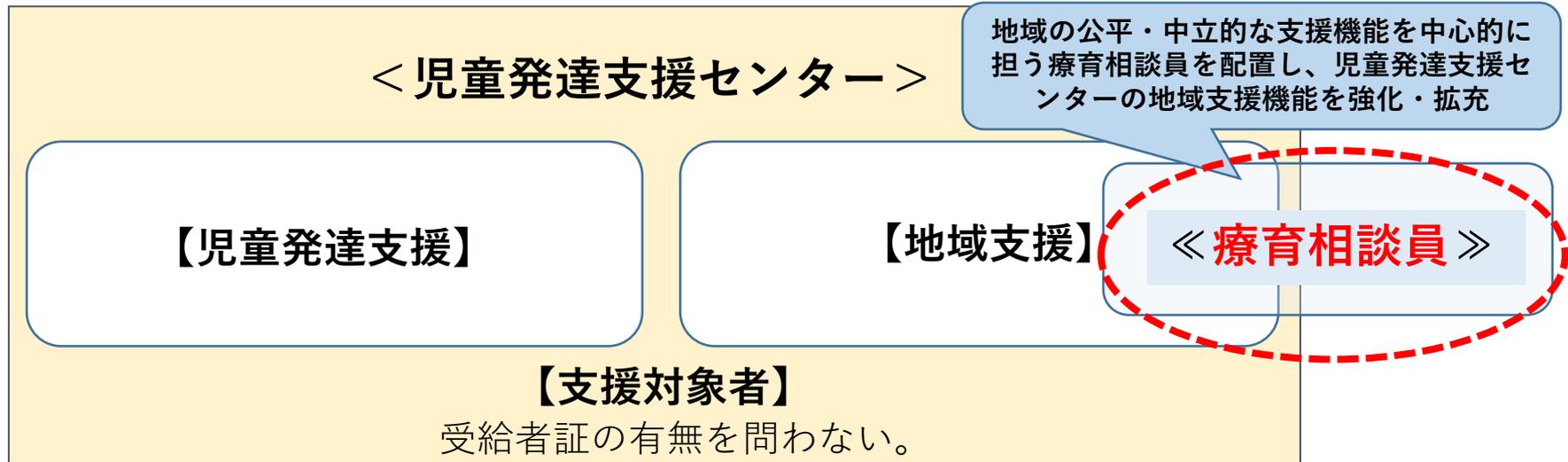
【国の考え方】

○児童発達支援センターの4つの中核機能

- ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- ③地域のインクルージョン推進の中核機能
- ④地域の発達支援に関する入口としての相談機能

⇒①は児童発達支援、②③④は地域支援の要素が強く、

児童発達支援センターには、地域支援の中核となることが期待されている



< 県が補助する児童発達支援センター >

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算（案） 206億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法等を踏まえ、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

事業の概要

① 児童発達支援センターの機能強化等

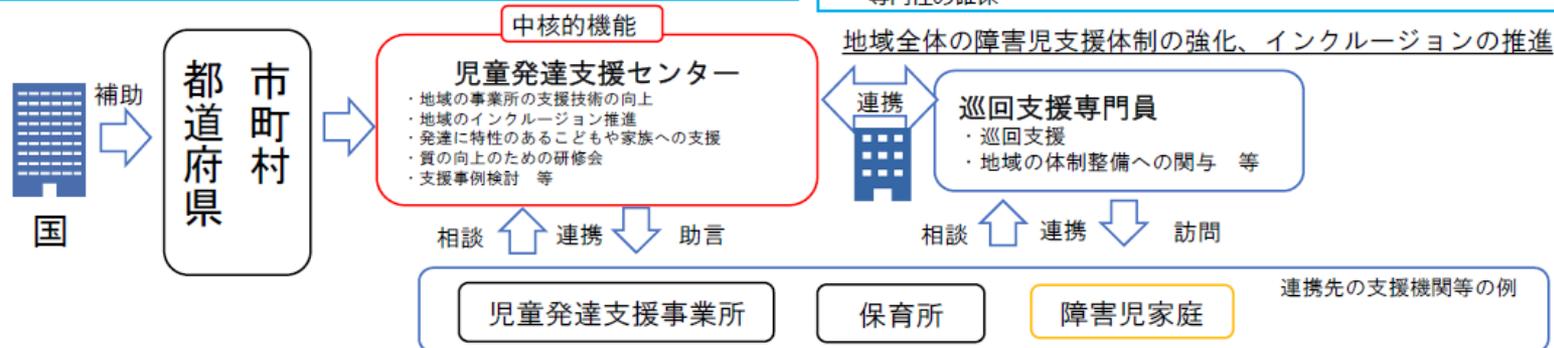
児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域全体で、障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

- ・児童発達支援センターの職員の質の向上
- ・地域の事業所の支援技術の向上
- ・発達に特性のあるこどもと家族へのサポートの事業
- ・地域の支援事例検討・質の向上のための研修等事業

② 巡回支援専門員整備

保育所等に巡回支援を実施し、障害が“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等の支援の充実、家族への支援を行うとともに、インクルージョンを推進する。

- ・巡回等の活動計画の作成
- ・巡回等支援
- ・戸別訪問等
- ・関係機関との連携
- ・地域の体制整備への関与
- ・専門性の確保



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【負担割合】

(市町村事業) 国 1/2、市町村 1/2

※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる。

(都道府県事業) 国 1/2、都道府県 1/2

【補助基準額】

- | | | |
|--------------------|------------|---------|
| ① 児童発達支援センターの機能強化等 | | |
| ・児童発達支援センターの機能強化 | センター1箇所当たり | 7,702千円 |
| ② 巡回支援専門員整備 | 1市町村当たり | 5,617千円 |

< 児童発達支援センターの中核機能 >

①幅広い高度な専門性に基づく
発達支援・家族支援機能

②地域の障害児通所支援事業所
に対するスーパーバイズ・コンサル
テーション機能

③地域のインクルージョン
推進の中核機能

④地域の発達支援に関する
入口としての相談機能

児童発達支援
センター等

< 地域障害児支援体制強化事業 >

●**行政と連携**し、圏域のネットワー
ク構築や、**地域課題の共有・解決**に
向けた調整を行う機能

療育相談員

巡回支援専門員

県が補助する
児童発達支援
センター等
・療育相談員
を配置

《療育相談員》

- ①地域の公平・中
立的な支援機能を
中心的に担う。
- ②地域障害児支援
体制強化事業に係
る業務を行う。
- ③巡回支援専門員
と兼務可

3. 国による障害児支援体制整備の手引き

地域における児童発達支援センター等を
中核とした障害児支援体制整備の手引き

令和6年7月

こども家庭庁支援局障害児支援課

【抜粋】

(4) 4つの中核機能の内容について

児童発達支援センターに求められる中核機能と期待される役割の具体的な内容については、「障害児通所支援に関する検討会」報告書において以下のとおりされている。

なお、①～④の全ての中核機能の速やかな整備が、マンパワーや社会資源等の観点から困難な場合は、地域で機能提供が十分ではなく優先的な整備が求められるものや、機能を発揮しうる社会資源（事業所等）が既にあり、取組を進めやすいと思われるものから整備に取り組む等、地域の実情に合わせた対応を行うことが望ましい。

中核機能① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

… こどもの発達全般や障害特性・行動特性等をアセスメントし適切なアプローチを行うとともに、成人期を見据え乳幼児期から段階的に必要なアプローチを行う視点、障害の有無に関わらずこどもの育ちに大切な遊びを通じて支援する視点、子育て支援の観点を持ちながら、幅広くどのようなこどもも受け入れることはもとより、地域の中で受け入れ先を確保するのが難しい等、高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障害のあるこども^{*1}や家族^{*2}にも、必要に応じ多職種で連携しながら適切な支援を提供する機能。

※1 例えば、重度の障害や重複する障害、強度行動障害を有する児、重症心身障害児や医療的ケア児等（入院・入所中のこどもは除く）

中核機能② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

… 地域の障害児通所支援事業所に対して、地域の状況、地域で望まれている支援内容の把握、事業所との相互理解・信頼関係の構築を進め、対応が困難なこども・家族をはじめとする個別ケースへの支援を含めた事業所全体への支援を行っていく機能（地域障害児支援体制強化事業又は障害児等療育支援事業の活用を含む。）や、事業所向けの研修・事例検討会等の開催、地域における事業所の協議会の開催や組織化等を通じ、地域の事業所の支援の質を高めていく機能。

中核機能③ 地域のインクルージョン推進の中核機能

… 保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーション（地域障害児支援体制強化事業又は障害児等療育支援事業の活用を含む。）により、地域の保育所等における障害のあるこどもの育ちの支援に協力するとともに、障害のあるこどもに対する保育所等の支援力の向上を図る等、保育所等への併行利用や移行を推進することや、広報や会議、研修等の機会を活用したインクルージョンの重要性・取組の発信・周知を進めていく機能。

中核機能④ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能

… 発達支援の入口としての相談に適切に対応し、必要に応じ適切な支援につなげる観点から、障害児相談支援の指定又はそれに準ずる相談機能を有することを基本としつつ、乳幼児健診や親子教室等の各種施策及びその実施機関等とも適切に連携しながら、家族がこどもの発達に不安を感じる等の「気付き」の段階にあるこどもや家族に対し、丁寧に発達支援の入口としての相談に対応していく機能（親同士のつながりをつくる等の家族支援の取組や、障害特性・発達段階に応じた適時の丁寧なモニタリングの実施等を含む。）。

児童発達支援センターが上記の4つの機能を果たしていく観点からは、児童発達支援センターは障害児相談支援と保育所等訪問支援の指定を有することを基本として、その運営・取組を進めていく必要がある。

1. 市町村の役割・取組等におけるポイント

(1) 市町村の役割・取組

地域の支援体制整備については、基本指針において「児童発達支援センターについては、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、障害児通所支援の体制整備を図ることが重要であり、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能（引用注：4つの中核機能を指す。）を踏まえ、市町村においては、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備することが必要である」とされている。児童発達支援センター等の中核機能を発揮させ、地域の支援体制の整備・充実を図っていくことは、市町村が主体となって行うべきものである。

中核機能を考えるに当たり、まず地域全体で支援の必要なこどもとその家族をどう支えていくのか、地域の関係者から実情や考えを聞きながら、自らの地域に応じた支援体制の整備を考えていくことが重要である。その上で、市町村がリーダーシップを取り、地域で中核機能をどのように整備・発揮していくか、支援が必要なこどもをどう支えるかという方針を定め、児童発達支援センター等とともにその実現を目指していくことが求められる。

児童発達支援センターが中核機能を果たすために自治体が行うべき取組は、児童発達支援センターの有無、現在地域で児童発達支援センターがどのような機能を発揮しているか、他の社会資源はどの程度整備されているか等、地域の実情により様々であるが、いずれの場合であっても、地域の支援体制の整備を主導し、地域の実情を把握の上、全体の方針を定めて計画的に取組を進めていくことが求められる。以下に示す役割・取組例に限らず、地域の実情に応じて必要な取組を進められたい。

イ. 地域のニーズや状況の把握・分析

(ア) 把握すべき情報

地域の中核機能を整備・発揮していくためには、そもそも地域でどのようなニーズ・サービス提供体制があるか(需給)、どのような課題があるか等の状況を、できる限り包括的・客観的に把握しなければ、どの機能をどのような方法で整備・強化していくか等の戦略を練ることが困難である。以下、自治体での把握が望ましいニーズ・情報について記載する。

なお、いずれの情報も必ず画一的に把握が必要となるものではないが、中核機能の整備・強化に当たり多くの場合必要となり得る情報として例示するものである。現時点で把握できていない場合も、地域での中核機能の整備・発揮を進め、分析・改善していくために必要な情報であることに留意して、今後の把握に努められたい。

<把握すべきニーズ・状況等の例>

- ◆ 市町村内あるいは一定の地域・圏域内にある児童発達支援センター、障害児通所支援事業所の数や配置状況等
 - … 当該情報は多くの自治体で把握済と思われるが、基礎的な情報として重要となる。あわせて、地域の利用ニーズに対して事業所数や定員の不足はないか、事業所の設置状況が市街地中心部に偏っていないかなど、地域によるアクセスの大きな格差がないか等を把握することも有用である。これにより、例えば事業所等が少ない(事業所への利用者のアクセスが大変な)地域について、その地域への中核機能の適切な提供を検討していくこと等につながる。
- ◆ 児童発達支援センター、障害児通所支援事業所の提供している支援内容の特徴
 - … 利用しているこどもの特性や傾向、こどもに多く提供されている支援(例:運動、遊び、生活面の支援等)、家族への支援内容、中核機能①~④のうち提供していると考えられるものの有無等。
これらの把握により、地域で提供されている支援・中核機能をより具体的に理解し、地域の強みや弱みを把握していくことにつながる。
なお、中核機能の整備方針として「中核拠点型」をとる場合には、特に児童発達支援センターの状況について詳細に把握することが望ましく、「面的整備型」をとる場合には児童発達支援センター以外の障害児通所支援事業所等の状況も含め、中核的役割を担う全ての事業所等が発揮している機能の状況をしっかりと把握していくことが求められる。
- ◆ 事業所あるいは地域全体でのマンパワーの状況
 - … 人員不足(特にベテラン層の不足)等はないか、中核機能をはじめとする新規の事業、機能提供の依頼等が可能かを把握。

- ◆ 地域において中核になり得る事業所、専門職の配置の有無
 - … 地域において何かあったら頼ることができる、色々なことを相談できる等、地域で中心となって動いている事業所やキーパーソンがいるか。それらの事業所やキーパーソンは中核機能を担う事業所や人材になり得るか等を把握。

- ◆ 保育所、放課後児童クラブ等、いわゆる一般施策側の事業所や学校等の支援や連携等の状況
 - … 地域のインクルージョン推進を考えていく際に必要な一般施策における支援の状況や連携体制等の情報等を把握。

- ◆ 障害のあるこども・家族に適切な支援が行き届いているか
 - … 利用が望ましいが社会資源の不足等により利用できていないサービスがないか、こども・家族の主観としてサービス提供体制に満足できているか等を把握。

(イ) 地域のニーズや状況の把握のための方法

地域のニーズや状況等を把握するためには様々な方法がある。利用者の顔と名前が概ね一致するような小さな地域であれば、利用者や事業者から逐次状況を聞き取るといった方法も考えられる。一方、大規模自治体では、アンケート調査等も活用しながら、効率的・効果的に地域の状況を把握していくことが考えられる。そうした対応が現実的でない場合には実態に合わせた手法を採る必要がある。いずれの場合も、把握する側・される側の過度な負担を生じないようにしつつ、様々な手法を活用し、実態を適切に把握していくことが重要である。

例として、考えられる方法を以下に挙げる。

<方法例>

- ◆ 障害児福祉計画・障害福祉計画・障害者計画等に掲載の基礎情報の活用、再分析
 - … 集計前の生データを用いた小地域別のクロス集計等を行う。
- ◆ (自立支援)協議会(こどもの専門部会)やその他の会議等において、必要な情報を確認・把握する
 - … (自立支援)協議会等の既存の会議等がある場合は、これを活用し関係者から状況や課題等の情報を把握することが考えられる。また、事業者や現場の支援者で構成される会議等に参加又は依頼し、必要な情報を確認・把握することも考えられる。

◆ アンケート調査、聴き取り調査

… 障害児福祉計画策定時に利用者・事業者向けのアンケートを行っている場合には、その活用等を行うことが考えられる。また、利用者や事業者に必要な情報についてアンケート調査を行うことや、直接聴き取り調査を行うことも考えられる。

◆ 関係部署間の情報共有

… こども施策担当部署、母子保健担当部署等が独自に把握している情報や感じている課題認識を共有する。

ウ. 関係者・関係機関の連携体制の構築

中核機能の整備・発揮には、児童発達支援センターをはじめ、地域の関係者・関係機関が良好な関係性を築き、日頃から必要に応じ気軽に、円滑に連携できることが重要である。

こうした関係性の構築と、多職種・多機関連携のための体制構築は、支援体制の中核となる児童発達支援センター等が単独で行うべきものではなく、地域の障害児支援体制の整備の主体となる市町村が、児童発達支援センターとの緊密な連携を図るとともに、しっかりと役割を果たしていくことが必要である。

以下、市町村が児童発達支援センターとの連携、関係者・関係機関の連携体制構築に当たり果たすべき役割や取組等について記載する。

(ア) 市町村と児童発達支援センター等との連携

地域で中核機能①～④を整備・発揮していくためには、中核機能に関する自治体の認識や今後の整備方針などについて、児童発達支援センター（児童発達支援センターがない場合、及び面的整備型の場合は、地域で中核機能の発揮に関わる事業所等）と認識・理解を共有し、協働して取組を進めることが必要である。

児童発達支援センター等との連携については、以下の取組を進めることが考えられるが、これに限らず、地域の実情に応じて対応するとともに、児童発達支援センター等から疑義や懸念、依頼・要望が出された場合には、これに真摯に対応することが求められる。

また、児童発達支援センター等が中核機能①～④を発揮する前提として、児童発達支援センター自身が相応の知識・経験等を有していることが求められる。児童発達支援センター自身が研鑽を重ねるとともに、市町村においても、児童発達支援センター等と連携を図りながら、人材育成等を支援することも重要である。

<具体例>

◆ 児童発達支援センター等の中核機能①～④の発揮に関する現状及び今後の考え方の把握・分析

… 児童発達支援センター等が現在中核機能①～④を発揮できていると考えているか、また今後①～④を発揮できると考えているかの意向を確認するとともに、実際の機能の整備・発揮の実態を把握・分析する。

◆ ①～④の機能を発揮するための具体的な方策の検討

… すでに実施済、あるいは今後①～④を全て発揮することが可能と考えており、実際にその機能が発揮されている・発揮される体制が整う見込みがしている場合には、「中核拠点型」での整備が現実的な選択肢となる（児童発達支援センターは中核機能の発揮を可能と考えているが、実態把握・分析の結果、自治体はそう考えていない場合には、児童発達支援センターとの意向・意識のすり合わせが必要）。

… ①～④の発揮が困難と考えている場合にはその理由を確認し、本当にその機能発揮が困難であるか、その理由や対応策を検討していく。その結果機能発揮が困難であると考えられる場合には、「面的整備型」での整備が現実的な選択肢となる。

◆ ①～④の機能の発揮に向けた連携・支援

… 地域の支援体制の整備方針に基づき、児童発達支援センターが中核機能を発揮するための連携・支援を進める。児童発達支援センターが取組を進めていく上で必要な財政面・ノウハウ面での支援を行っていく。地域の事業所・関係機関等と連携した取組を進める上での土台となる仕組みづくり、関係性の構築や、地域住民へのアプローチなど、児童発達支援センターと連携しながら進めていくことが期待される。

◆ 児童発達支援センター等の支援の質の向上等に向けた取組、人材育成

… 児童発達支援センターを中心に、地域で中核的な機能を発揮する事業者向けに、中核機能①～④に関する研修を実施することや、児童発達支援センター等が中核機能の提供に当たり困ったことを相談できる体制を市町村が提供する等の取組が考えられる。

地域でスーパーバイズ等を行う立場にある児童発達支援センター向けの支援となるため、市町村等でそうした支援の提供が難しい場合には、都道府県による実施を求めるとや、地域の大学等教育機関の助力を得る等、広域的・専門的な対応を図っていくことが考えられる。

2. 都道府県の役割・取組等におけるポイント

(1) 都道府県の役割・取組

基本指針において「都道府県は、広域的な調整の観点から、管内の市町村が取り組む支援体制の整備に積極的に関与していくことが必要である」とされている。都道府県は、地域の支援体制の整備について、専門的・広域的な見地から市町村の支援を行うべき主体であり、管内の各市町村が、地域で中核機能をどのように整備・発揮しているか、支援が必要な子どもをどう支えているかについて、適時適切に把握し、全ての市町村でしっかりと取組が進められるよう、市町村に対して積極的にサポートしていくことが必要となる。

具体的には、中核機能の発揮による地域の支援体制整備について、管内市町村の状況を俯瞰した上で、制度や全国的な好事例等も踏まえて専門的な視点から、財政面・ノウハウ面で支援することや、単独市町村のみでは機能の確保が困難な状況等において、市町村間で機能を融通・共有できるような体制構築に向けた働きかけといった支援・調整を行うことが期待される。

都道府県が行うべき取組は、各市町村における中核機能の整備・発揮の状況、社会資源の整備状況等により様々であるが、いずれの場合であっても市町村における地域の支援体制整備を積極的にサポートし、都道府県のどこに住んでいても子どもと家族が必要な質の高い支援を受けられる体制の確保・充実を図っていくことが求められる。以下に示す役割・取組例に限らず、地域の実情に応じて必要な取組を進められたい。

(2) 取組にあたってのポイント・留意点

ア. 管内市町村の地域支援体制の整備に対する支援の方針の検討・実践

都道府県が、管内市町村の地域支援体制の整備に対する支援の方針等において具体的に検討・決定すべき事項として、以下のようなものが考えられる。これらはあくまでも一例であり、各都道府県で必要な事項について検討を進めていくことが必要である。

イ. 管内市町村における4つの中核機能の整備・発揮に係る実態把握と個別支援

各市町村での中核機能の整備方針や整備・発揮の状況の把握、今後の対応の確認については、管内市町村の障害福祉担当部署（担当者）が集まる会議等での情報収集や、アンケートやヒアリング調査の実施、中核機能強化（事業所）加算の算定状況等の把握等、様々な方法が考えられる。

収集した情報に基づき、必要があれば個別に支援を行っていくこととなるため、アンケートやヒアリング時に個別支援を行う場合がある旨をあらかじめ市町村に伝える等、都道府県が支援を行う姿勢を市町村に周知していくことが重要である。これにより、市町村が取組を進める上で都

道府県を頼ってよいことが明確になり、市町村での課題の抱え込みや取組の停滞等 evitar することにもつながる。

中核機能の検討に当たり課題がある市町村に対しては、同種の課題に対する他の自治体の対応事例や解決策等に関する好事例の情報提供をはじめ、専門の見地からの助言・援助を行う。こうした対応は、中核機能の整備・発揮の手法や地域の実情等、様々な知見が必要であり、経験年数の長い職員等、なるべく高い専門性を有する職員が担当することが望ましい。

すでに中核機能が整備・発揮されている市町村や地域についても、その中核機能の提供が安定的・継続的に行われているか等を確認し、市町村と連携し、地域の支援体制の継続と拡充に向けて、引き続きサポートを行っていくことが求められる。

さらに、管内の市町村の中核機能の整備・発揮の状況を積極的に把握し、整備・発揮されている市町村の取組（好事例）について、横展開を図っていくことも重要である。

ウ. 単独市町村での中核機能の整備が困難な場合の広域調整

都道府県は、単独市町村のみでは機能の確保が困難な場合に、近隣の市町村が連携して広域で支援体制の整備を進められるよう、関係市町村に対して必要な働きかけや調整を積極的に行っていくことが求められる。

児童発達支援センターの広域設置を行う場合には、既存の児童発達支援センターを広域設置の児童発達支援センターとして位置付ける、児童発達支援センターがない地域に新たに広域設置の児童発達支援センターを設置する等の方法が考えられる。いずれの場合も、市町村間の費用負担、人員、作業負担等といった要検討事項が生じるため、協議が円滑に進むよう都道府県が支援する必要がある。

広域設置に限らず、市町村間で検討・協議や相談を行う場合には、必要に応じ都道府県が支援に入るとともに、定例化や手順を取り決めるなど仕組み化を図ることが望ましい。また、複数の市町村が参画する（自立支援）協議会など、既存の会議体や連携体制がある場合は、当該連携を基礎とし、各市町村の障害児支援施策との一体性を保ちながら進められるよう配慮することが重要である。

なお、近隣の市町村を支援するに当たって、都道府県が主体となって協議を進めるか、市町村間での協議を促す立場に留まるか等は各地域で判断のうえ、実施する。

エ. 中核機能の整備・発揮のための事業の実施や活用可能な事業の周知啓発

障害児等療育支援事業については、都道府県や市町村等の地域の実態等によって具体的・詳細な実施内容を定めることが可能であり、中核機能の強化を図る上でも活用が期待される。都道府県は、各市町村・地域の支援ニーズを把握したうえで、改めて各市町村等の実情に応じた活用について検討されたい。

4. 地域療育ネットワーク会議

【設置の目的】

(※各圏域からの抜粋)

- 心身障がい児等をはじめ療育が必要な児（者）に関する保健、医療、福祉、教育などの各種サービスを総合的に調整・推進し、地域の療育環境を向上させる。

【会議で所管する主な内容】

- 地域の療育関係者の各種活動を通じ、圏域内の心身障がい児（者）ニーズの把握、各種サービスの充足状況及び各種サービスの問題点の把握を行う。
- 圏域内の療育関係機関のネットワークを構築する。また、圏域内では対応が困難ケース等について、圏域外の療育関係機関との円滑な連携を図るために必要なネットワークを確保する。

○市町村や圏域での課題の把握に向けた取組み（こども総合療育センター）

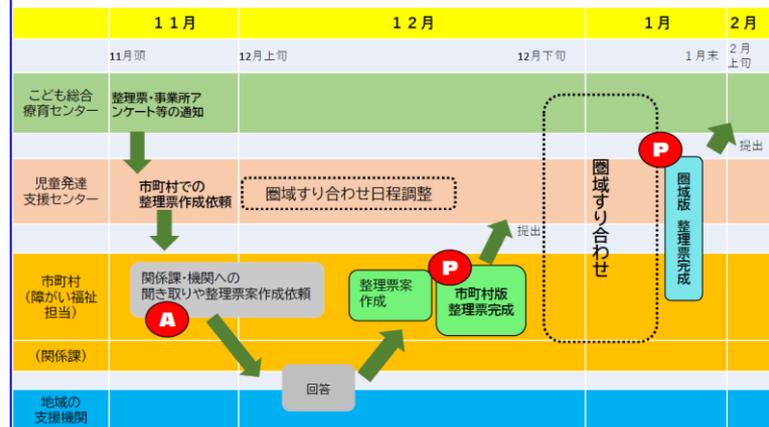
《地域療育支援計画・整理票の作成》

整理票作成の目的

- 各市町村及び圏域における「療育に関する現状と課題」をおさえて次年度もしくは今後実施すべき取組みを明確にする
- 取組みの実施主体を整理
市町村（所管課）児童発達支援センターで実施する取組み、
その他支援機関（一次～三次）に求める取組みを明確にする

自市町村及び圏域の療育支援体制づくりに活かす

R8年度 市町村・圏域版作成のスケジュール



[2] 発達障がい児（者）支援について

1. 発達障がいとは
2. 本県における支援体制
3. 本県における発達障がい施策の体系
4. 県の障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1. 発達障がいとは

生まれつきの脳の発達のかたより、アンバランスさ。見た目では分かりにくいいため周囲に理解されにくい。

平成17年に発達障害者支援法が施行され現在は認知が広がっており、障害福祉サービスの利用者も近年急増している。

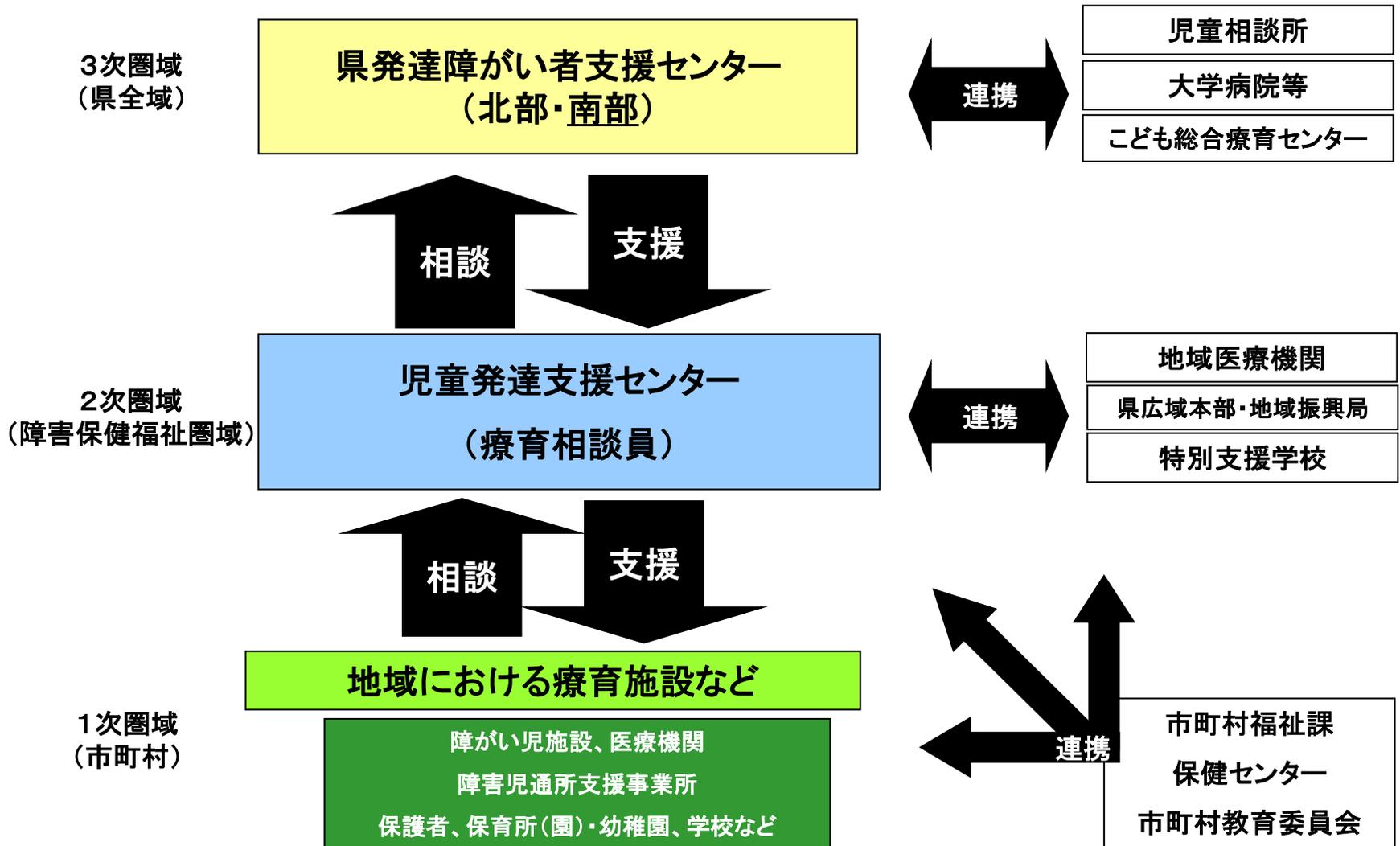
県内（熊本市を含む）障害福祉サービス利用者数 単位 人

	H29.10	H30.10	R1.10	R2.10	R3.10	R4.10	R5.10	R6.10
児童発達支援及び 放課後等デイサービス 利用者	6,019	6,957	7,852	8,696	9,565	10,520	11,415	12,313
対前年比	25.66%	15.58%	12.86%	10.75%	9.99%	9.09%	8.50%	7.87%

※全ての利用者が発達障がいとは限らない

利用者の増加率は鈍化傾向がみられるものの、毎年、約1割ほどの増加

2. 本県における支援体制



3. 本県における発達障がい施策の体系

発達障がい児（者）とその家族が身近な地域で適切な支援が受けられる施策の推進。

1 総合的な支援

- 発達障がい者支援センター
（県北・県南・熊本市）
- ・福祉、保健、医療、教育、労働などの機関と連携して、ライフステージに応じた支援を実施

2 医療体制の整備

- 発達障がい医療センター
 - ・地域への専門支援
 - ・医師等の養成研修
 - ・普及啓発の実施
- 県医師会
 - ・かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修

3 家族への支援

- 発達障がい者支援センター
（県北・県南・熊本市）
- ・保護者の不安を軽減するためのペアレントメンター（※1）の養成
- ・保護者へのペアレント・プログラム（※2）などの実践

- （※1）発達障がいのある子どもを育てた経験がある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して共感的な支援を行うために一定のトレーニングを受けた者
- （※2）親が自分の子どもの行動の特徴を理解したり発達障がいの特性を踏まえた褒め方や叱り方等を学ぶ、地域での普及を図るために開発された簡易なプログラム

・ 発達障がい者支援センターによる地域支援体制

【発達障がい者支援センター】

発達障がい地域支援体制サポート事業
ペアレントメンター養成研修事業

発達障がい者地域支援マネジャー



発達障がい診断待機解消事業

専門心理士

地域支援者のスキルアップを支援して、身近な地域で適切な支援を提供できる

- ・ 相談対応スキルの向上
- ・ 地域支援者の連携体制の構築
- ・ 家族支援（ペアプロ等）の実施

相談支援
窓口



《目指すべき姿》
発達障がいのある子どもや家族が、いつでも身近な地域で最適な支援を受けることができる

地域保健師



- ・ アセスメントスキル向上による発達障がいの早期発見
- ・ アセスメントスキル向上による早期支援へのつなぎ

- ・ 理解の促進による発達障がいの早期発見
- ・ 個々の特性に配慮した支援の提供



保育所、学校等

- ・ 療育スキルの向上による個々の特性に応じた療育の提供
- ・ 困難事例への対応スキル向上

児童発達支援
放課後等デイサービス



かかりつけ医

- ・ 発達障がいを診療できるスキルの獲得
- ・ 専門医療機関または精神科医との連携した個々の状態に適した医療の提供

バックアップ

- かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修事業
- 発達障がい医療センター事業

4. 県の障がい福祉計画・障がい児福祉計画

(第7期熊本県障がい福祉計画・第3期熊本県障がい児福祉計画より抜粋)

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る 成果目標及び活動指標

1 相談支援体制の充実・強化等

障がい者等が地域において自立して生活するためには、相談支援事業所等において障がい者やその家族の複合的な課題を把握し、行政や関係機関と連携しながら適切な福祉、保健、医療サービスにつなげる相談支援体制の構築が重要です。

そのため、各市町村または圏域において、総合的な相談支援や相談支援事業従事者に対する助言・指導に加え、関係機関との連携による地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置を促進します。

また、発達障がい者等が身近な場所で必要な支援が受けられるよう県内3か所に設置した発達障がい者支援センターに、発達障がい者地域支援マネジャーを配置し、対応が困難な事例に対する市町村や事業所への助言等を行います。

(第7期熊本県障がい福祉計画・第3期熊本県障がい児福祉計画より抜粋)

(2) 活動指標

項目		数 値			考え方
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
①	発達障がい者 支援地域協議 会の開催回数	2回	2回	2回	発達障がい者支援 地域協議会の年間 の開催回数
② 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーによる支援					
	センターによ る相談支援件 数	6,055件	6,055件	6,055件	センターによる相 談支援を必要とす る相談件数
	センター及び マネジャーの 関係機関への 助言件数	641件	641件	641件	センター及びマネ ジャーの助言を必 要とする数
	センター及び マネジャーの 外部機関や地 域住民への研 修、啓発件数	716件	716件	716件	個々の発達障がい の特性に関する理 解が図られるため に必要な研修、啓 発件数

(第7期熊本県障がい福祉計画・第3期熊本県障がい児福祉計画より抜粋)

(2) 活動指標

項目	数 値			考え方
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
③ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の開催回数				
ペアレント トレーニング	122回	134回	162回	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の開催回数
ペアレント プログラム	116回	147回	185回	
④ ペアレントメンター等を活用したピアサポートの活動の実施回数	78回	94回	106回	各年度におけるピアサポートの活動の実施回数

※数値の算出方法：①、②は令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間の実績の平均値です。ただし、令和5年度（2023年度）は見込みの数を用いています。③、④は各市町村が設定した数値の積み上げです。

○社会保障審議会障害者部会（第154回）・こども家庭審議会障害児支援部会（第18回）合同会議の資料より抜粋

https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/shougaiji_shien/8e3f2092



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

こどもまんなか
こども家庭庁

社会保障審議会障害者部会（第154回）・
こども家庭審議会障害児支援部会（第18回）

R8. 1. 19

資料 1 - 1

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要（案）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
こども家庭庁支援局障害児支援課

○社会保障審議会障害者部会(第154回)・こども家庭審議会障害児支援部会(第18回)合同会議の資料より抜粋

4. 成果目標(計画期間が終了する令和11年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上での再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下【新規】
- ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上【新規】
- ・K6により住民のこころの状態を把握【新規】

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域【新規】
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県(必要に応じて政令市)
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④障害児支援の提供体制の整備等(続き)

- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域(都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画)
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域【新規】
- ・強度行動障害を有する児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各市町村又は圏域【新規】

⑤地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする【新規】

⑦障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置【新規】
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置【新規】
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率(毎年度1回)を100%とする【新規】

○社会保障審議会障害者部会(第154回)・こども家庭審議会障害児支援部会(第18回)合同会議の資料より抜粋

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ○ 行動援護の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数 ○ 就労選択支援の利用者数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数 ○ 療養介護の利用者数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ○ 施設における居室の個室化等の取組状況【新規】
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数【新規】

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
- 心のサポーター養成研修実施回数【新規】 ○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新規】
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練(生活訓練) ○ 精神障害者の短期入所の利用者数【新規】

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実にに向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 障害者に対する職業訓練の受講者数
- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

⑤ 発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ベアレントトレーニングやベアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ベアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援【新規】

(都道府県)

- 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数【新規】
- 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数【新規】

⑦ 障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数(都道府県)
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑧ 相談支援体制の充実・強化等

(都道府県)

- 都道府県における相談支援の体制整備の取組【新規】
- (市町村)
- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
- 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
- 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑨ 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
- 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数【新規】
- 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合【新規】

⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

(都道府県・市町村)

- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数